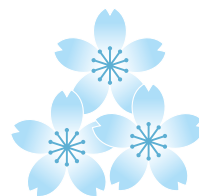


必ず

被扶養者からはずれるとき、 届出を出しましょう！



下記のような状況変化があったときは、当健保組合の扶養からはずれることになります。手続きは自動的には行われませんので、ご注意ください。

扶養からはずれることになったら、速やかに当健保組合所定の申請書類を会社の人事担当者に提出してください。詳しくは、当健保組合ホームページ「被扶養者からはずれるとき」をご覧ください。

(<http://www.yokogawakenpo.or.jp>)

被扶養者からはずれるのはこんなとき

1 被扶養者が就職したとき

あなたの扶養からはずれて、勤め先の医療保険に被保険者として加入します。

2 被扶養者であったお子さんが結婚して、 結婚相手に扶養されるとき

あなたの扶養からはずれて、結婚相手の医療保険に被扶養者として加入します。

3 被扶養者(60歳未満)が年収130万円 (月額平均108,334円)を超えると見込まれるとき

4 別居している扶養者への送金証明がないとき

被扶養者が、被保険者の送金により暮らしが成り立っていることの証明が必要です。被扶養者の収入額(年金等)以下の送金をしている場合は、生計維持関係が成り立っていないので認められません。

あなたの扶養からはずれて、国民健康保険などに被保険者として加入します。

5 被扶養者(60歳以上、または障害者)が年収180万円(月額平均150,000円)を超えると見込まれるとき

あなたの扶養からはずれて、国民健康保険などに被保険者として加入します。

再就職したり年金をもらうようになったり、不動産収入等があるときは注意してください。

6 75歳以上になったとき

75歳以上(一定の障害のある方は65歳以上)のすべての方は後期高齢者医療制度に加入します。

健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度の対象となった場合は、その被扶養者も健保組合の資格を喪失するため、国民健康保険に加入することになります。

7 退職して、失業給付(日額3,562円以上※60歳以上、または障害者は日額4,932円以上)を受給中は被扶養者とは認められません

8 被扶養者であった配偶者と離婚したとき

9 被扶養者が死亡したとき

? 健康保険の年収とは

健康保険の年間収入は、(所得)税法上と違い、1月～12月の合計ではありません。また、年度(4月～翌年3月)の合計でもありません。どの12か月間をとっても、130万円未満(60歳以上の方、または障害者は180万円未満)であることが条件になります。

よって、目安として、月額108,334円以上(60歳以上の方、または障害者は15万円以上)が将来に渡り継続されるようであれば、収入増が見込まれる日をもって、被扶養者の削除の手続きを行ってください。

● こんなときに保険証は使える? ●

Q 被保険者・被扶養者でなくなった後に、 保険証を使用すると?

- A 無資格受診となり、後日健保が負担した医療費(7割分)を返還請求いたしますので、ご注意ください。必ず、受診医療機関の窓口へ新しい保険証をご提示してください。



Q 保険証はいつまで 使えますか?

- A 被保険者の方は退職日まで、被扶養者の方は扶養からはずす日の前日までです。それ以降保険証はたとえ手元にあったとしても使用できません。ただちに会社に返却してください。



資格のなくなった保険証で受診すると、健康保険組合が負担した医療費をお返ししていただきます!!

被扶養者の適正な認定について、ご理解とご協力をお願いします。

健康保険組合では、一定の条件を満たしたご家族を被扶養者として認定し、医療費などの保険給付を行なっています。保険給付の財源は、被保険者の方や会社から納めていただいている健康保険料です。

資格がない人が被扶養者として健康保険に加入した場合、支払う必要のない給付をおこなうことになり、皆様からお預かりした大切な保険料を不適切に使うことになります。

また、健康保険組合では高齢者を支えるための納付金（支援金）や介護納付金等を国に拠出していますが、健康保険組合に課される納付金等は、年々増加しており、健康保険組合の財政逼迫の最大要因となっています。**納付金等の額は被扶養者を含めた加入人数をもとに決められるため、資格がない人が加入していると納付金等の金額が増え、健保財政に悪い影響を与えます。**

健康保険組合では、国が定めた健康保険法などに基づき、被扶養者の認定を厳正に行っています。皆様におかれましても、被扶養者の資格要件を認識いただき、被扶養者資格喪失の際は速やかに「健康保険被扶養者（異動）届」を提出いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、毎年行っております「健康保険被扶養者調査」につきましても、この適正な認定を行うことを目的として、毎年実施しております。

これは、健康保険法施行規則ならびに厚生労働省の指導により、毎年実施することが義務づけられております。

平成26年度の調査におきましては、調査対象となりました被保険者・被扶養者の皆様にはご協力いただきまして、ありがとうございました。

平成27年度も実施をいたしますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

《あらかじめ、審査に必要な書類のご準備をお願いいたします》

- パート・アルバイトをしている方は、給与明細書すべて。（賞与・感謝金なども含む）
通帳のコピーは原則認めません。
 - 別居家族への送金証明書すべて。手渡しの場合は、被扶養者として認定できません。
 - 自営業をしている方は、確定申告書・収支内訳書すべて。必要な場合は、帳簿等も提出していただきます。
 - 各種年金をもらっている方は、直近の年金振込通知書。
- *平成26年度の結果および平成27年度の調査対象者や詳細につきましては、次号の「けんぽだより」にてお知らせいたします。

実際に審査を行った結果、被扶養者の資格を喪失していたにもかかわらず、手続きを行わず被扶養者となっていたケースを紹介します。

ケース 1 就職退職を繰り返し、就職先で健康保険に加入していたにもかかわらず、当健保の保険証を使用していた。

ケース 2 以前、就職していた会社で傷病手当金を受給しており、退職後も引き続き、受給していた収入があるにもかかわらず、当健保の扶養となっていたことが判明した。

ケース 3 「雇用保険失業給付を受給しない」という誓約書をかわしていたにもかかわらず、受給していた期間のあったことが判明した。

故意でないにせよ、上記のような事実が判明した際は、医療費（7割分）だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費・付加金などの各種給付金、人間ドックやけんぽ共同健診の健診費を返還請求させていただきます。

上記のようなことのないよう、あらためて『健康保険組合への手続き』や『被扶養者資格のための条件』の内容を再確認していただけますようお願いいたします。

健保組合といたしましても、「けんぽだより」でのお知らせや、ホームページの更新などでさらなる情報発信を行い、皆様にわかりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



●お問い合わせ● 外線:0422-52-5521 担当:品田(内)731-34656/勝俣(内)731-33175